



平成19年 第1回臨時会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録



平成19年5月28日（月）開会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

平成 19 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回臨時会会議録

◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

第 1 号 (5 月 28 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	5
説明のために出席した者の職氏名	5
開会 (午後 1 時 30 分)	5
中村広域連合長の招集あいさつ	5
開議	6
日程第 1 仮議席の指定	6
日程第 2 議長選挙	6
宇野議長の議長就任あいさつ	7
日程第 3 議席の指定	7
日程第 4 会議録署名議員の指名	8
日程第 5 会期の決定	8
日程第 6 副議長選挙	8
藤原副議長の副議長就任あいさつ	9
日程第 7 議案第 5 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について	9
藤原議員の提案説明	9
日程第 8 議案第 6 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について	9
藤原議員の提案説明	10
日程第 9 議案第 4 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について	10
藤原議員の提案説明	10
日程第 10 議案第 7 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定について	10
藤原議員の提案説明	11
日程第 11 議案第 8 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求める ことについて	11
除斥	11
中村広域連合長の提案説明	11
表決	12
石橋監査委員選任のあいさつ	12

日程第 12 議案第 2 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求 めることについて-----	12
中村広域連合長の提案説明-----	12
表決-----	13
日程第 13 議案第 3 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求め ることについて-----	13
中村広域連合長の提案説明-----	13
表決-----	14
日程第 14 承認第 1 号～第 25 号及び議案第 1 号（26 件）一括上程-----	14
中村広域連合長の提案説明-----	14
日程第 15 愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 -----	15
佐々木副広域連合長選任のあいさつ-----	16
谷口副広域連合長選任のあいさつ-----	16
兵頭監査委員の選任のあいさつ-----	16
閉議-----	17
中村広域連合長の閉会あいさつ-----	17
閉会（午後 2 時 15 分）-----	17

平成19年

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第4号

平成19年5月21日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 中村時広

5月臨時会を次のとおり招集する。

記

1 日時 平成19年5月28日（月）午後1時30分

2 場所 松山市北条ふるさと館 2階 大会議室

平成19年5月28日（月曜日）

議事日程 第1号

5月28日（月曜日）午後1時30分開議

日程第1

仮議席の指定

日程第2

議長の選挙

日程第3

議席の指定

日程第4

会議録署名議員の指名

日程第5

会期の決定

日程第6

副議長の選挙

日程第7

議案第5号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について

日程第8

議案第6号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について

日程第9

議案第4号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について

日程第10

議案第 7 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定について

日程第 11

議案第 8 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて
(説明. 質疑. 討論. 表決)

日程第 12

議案第 2 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて
(説明. 質疑. 討論. 表決)

日程第 13

議案第 3 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて
(説明. 質疑. 討論. 表決)

日程第 14

承認第 1 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 2 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合公告式条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 3 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 4 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員定数条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 5 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 6 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 7 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 8 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 9 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 10 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 11 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 12 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 13 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 14 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

承認第 15 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合財政事情の作成及び公表に関する条例を定める専決処

分の承認を求めることについて

- 承認第16号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を定める専決処分の承認を求めることについて
- 承認第17号 愛媛県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を定める専決処分の承認を求めることについて
- 承認第18号 平成18年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分の承認を求めることについて
- 承認第19号 愛媛県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関を定める専決処分の承認を求めることについて
- 承認第20号 愛媛県後期高齢者医療広域連合と愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める専決処分の承認を求めることについて
- 承認第21号 愛媛県後期高齢者医療広域連合行政手続条例を定める専決処分の承認を求めることについて
- 承認第22号 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例を定める専決処分の承認を求めることについて
- 承認第23号 愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を定める専決処分の承認を求めることについて
- 承認第24号 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を定める専決処分の承認を求めることについて
- 承認第25号 平成19年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 議案第1号 平成19年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第15

愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

本日の会議に付した事件

日程第1

仮議席の指定

日程第2

議長の選挙

日程第3

議席の指定

日程第4

会議録署名議員の指名

日程第5

会期の決定

日程第6

副議長の選挙

日程第 7

議案第 5 号

日程第 8

議案第 6 号

日程第 9

議案第 4 号

日程第 10

議案第 7 号

日程第 11

議案第 8 号

日程第 12

議案第 2 号

日程第 13

議案第 3 号

日程第 14

承認第 1 号～第 25 号、議案第 1 号

日程第 15

愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

出席議員 (21 名)

1 番	岡 本 誠 司	2 番	稲 葉 輝 二
3 番	宇 野 浩	4 番	豊 田 実知義
5 番	藤 原 明 生	6 番	寺 井 政 博
7 番	石 橋 寛 久	10 番	近 藤 司
11 番	渡 部 高 尚	12 番	伊 藤 孝 司
13 番	大 森 隆 雄	14 番	中 村 佑
15 番	井 原 巧	17 番	高須賀 功
19 番	玉 水 寿 清	20 番	白 石 勝 也
21 番	中 村 剛 志	22 番	河 内 紘 一
24 番	稲 田 溜	25 番	坂 本 末 光
26 番	澤 本 誠		

欠席議員 (5 名)

8 番	高 橋 英 吾	9 番	仙 波 憲 一
16 番	三 好 幹 二	18 番	上 村 俊 之
23 番	山 下 和 彦		

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 水口 一 主 事 丹 通 教

説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 中村 時 広

◆◆◆ 午後1時30分開会 ◆◆◆

○水口事務局長 本日は、愛媛県後期高齢者医療広域連合発足後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、稲田議員が年長ですので、ご紹介申し上げます。

[稲田臨時議長 議長席に着く]

○稲田臨時議長 ただいま、ご紹介いただきました稲田でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから、平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会を開催致します。

◆◆◆ 広域連合長招集あいさつ ◆◆◆

中村広域連合長より今議会招集のごあいさつがあります。中村広域連合長。

[中村広域連合長 登壇]

○中村広域連合長 本日、ここに愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方のご参集をお願い申し上げ、広域連合設立後、初めての平成19年第1回臨時会を開会するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

県内関係市町の議会において、広域連合議員として選任されました議員の皆さんにおかれましては、平成20年度から開始される新たな後期高齢者医療制度の実施に向けての議案について、ご審議をいただくこととなりますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

ご承知のこととは存じますが、今回の医療制度改革は超高齢社会を展望した、かつてない大きな制度改革であり、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、高齢者の医療に対する将来の不安を取り除くとともに、

高齢者世帯と高齢者を支える現役世代との負担の明確化を図りながら、いかに効率的かつ円滑な運営を図っていくかが広域連合に課せられた重要な使命であると認識致しております。

また、本年度におきましては、平成 20 年度の施行に向けて取り組まなければならない広域計画の策定、県全域の医療給付等を行うための電算処理システムの構築、県内均一となる保険料の賦課決定及び被保険者証の交付などの課題が山積しており、今後厳しいスケジュールが続くことが予想されますことから、議員の皆様方にはより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今議会での議案審議につきましては、人事案件のほか、広域連合議会会議規則の制定、平成 19 年度広域連合一般会計予算及び広域連合の運営に必要な専決処分を致しました承認案件など、多数の議案につきましてご審議をお願いすることと致しておりますので、何とぞ十分にご審議をいただき、適切なるご判断とご決定を賜りますようお願い申し上げます。今議会招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

◆◆◆ 開 議 ◆◆◆

○稲田臨時議長 これより、本日の会議を開きます。

おはかり致します。議事の進行につきましては、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議規則等が制定されておりましたが、今議会に議員提出議案で提案される愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議規則等に準じて進行致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○稲田臨時議長 異議なしと認めます。

したがって、議事の進行につきましては、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議規則等に準じて行います。この際、臨時議長において作成致しました議事日程は、お手元に配付の日程第 1 及び第 2 であります。

◆◆◆ 仮 議 席 の 指 定 ◆◆◆

まず、日程第 1、「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定致します。

◆◆◆ 議 長 の 選 挙 ◆◆◆

次に、日程第 2、これより「議長の選挙」を行います。

おはかり致します。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○稲田臨時議長 ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定を致しました。

おはかり致します。指名の方法につきましては、臨時議長を務めております私から指名することに致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○稲田臨時議長 ご異議なしと認めます。

したがって、臨時議長を務めております私から指名することに決定致しました。

それでは、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議長に宇野議員を指名致します。

おはかり致します。ただいま臨時議長において指名致しました、宇野議員を愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○稲田臨時議長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名致しました宇野議員が愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙に当選されました。

ただいま、議長に当選されました宇野議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定による告知を致します。

議長に当選されました宇野議員のごあいさつがあります。

[宇野議長 登壇]

○宇野議長 議長就任にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

愛媛県後期高齢者医療広域連合発足後の初の議長にご推挽をいただきまして、誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げさせていただきます。

もとより微力ではございますが、平成20年4月からスタートする後期高齢者医療制度が県内全域で円滑に運営できるよう中村広域連合長と連携を密にしながら、議会の適正な運営に万全を期してまいりたいと存じますので、議員の皆様方をはじめ、理事者の皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力を心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任のごあいさつにかえさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(拍手)

○稲田臨時議長 以上を持ちまして、臨時議長の職務は終わりました。

皆様方のご協力に感謝を致します。宇野議長、議長席にお着き願います。

[稲田臨時議長 自席へ、
宇野議長 議長席へ]

○宇野議長 議長において作成致しました議事日程は、お手元に配付の日程第3以下であります。

◆◆◆ 議 席 の 指 定 ◆◆◆

まず、日程第3、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてお手元配布の議席一覧表のとおり指定致し

ます。

◆◆◆ 会議録署名議員の指名 ◆◆◆

次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において1番岡本議員、2番稲葉議員を指名致します。

◆◆◆ 会 期 の 決 定 ◆◆◆

次に、日程第5、「会期の決定」を議題と致します。

おはかり致します。今期、臨時会の会期は本日1日と致したいと思いを。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定致しました。

◆◆◆ 副 議 長 の 選 挙 ◆◆◆

次に、日程第6、これより「副議長の選挙」を行います。

おはかり致します。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

おはかり致します。指名の方法につきましては、議長において指名することに致したいと思いを。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定致しました。

それでは、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会副議長に藤原議員を指名致します。

おはかり致します。ただいま議長において指名致しました藤原議員を愛媛県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名致しました藤原議員が愛媛県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙に当選されました。

ただいま副議長に当選されました藤原議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定による告知を致します。

副議長に当選されました藤原議員のごあいさつがあります。

[藤原副議長 登壇]

○藤原副議長 ただいま、副議長に選任をいただきました今治市の藤原でございます。何分この制度始まったばかりですからいろんな場面で試行錯誤であったり、あるいは戸惑いがあったりするかも知れませんが、いずれに致しましても、しっかりと宇野議長を支えてまいりたいというふうに思っておりますので、議員各位におかれましてはよろしくお願いを申し上げます。また、中村広域連合長をはじめ理事者の皆様方、そして事務当局の皆様方にもいろいろとご迷惑をおかけすることかも知れませんが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

(拍手)

◆◆◆ 議 案 第 5 号 ◆◆◆

○宇野議長 次に、日程第7、議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。藤原議員。

[藤原議員 登壇]

○藤原議員 議案第5号、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について、提案者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

議案書の213ページをお開きいただいたらと思います。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議規則につきましては、地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続き及び議会内部の規律等を定めようとするものでございます。

なにとぞよろしくご審議のほどお願い申し上げ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○宇野議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第5号、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定については、原案可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

◆◆◆ 議 案 第 6 号 ◆◆◆

次に、日程第8、議案第6号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について」を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。藤原議員。

[藤原議員 登壇]

○藤原議員 議案第 6 号、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について、提案者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

議案書の 229 ページをお開きいただいたらと思います。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則につきましては、地方自治法第 130 条第 3 項の規定に基づき、会議の傍聴に関し手続き及び注意事項等を定めようとするものでございます。

なにとぞよろしくご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○宇野議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第 6 号、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定については、原案可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

◆◆◆ 議 案 第 4 号 ◆◆◆

次に、日程第 9、議案第 4 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について」を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。藤原議員。

[藤原議員 登壇]

○藤原議員 議案第 4 号、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について、提案者を代表して説明を申し上げます。

議案書 211 ページをお開きいただいたらと思います。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例につきましては、地方自治法第 138 条第 2 項の規定に基づき、議会事務局を設置しようとするものでございます。

なにとぞよろしくご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○宇野議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第 4 号、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定については、原案可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

◆◆◆ 議 案 第 7 号 ◆◆◆

次に、日程第10、議案第7号「愛媛県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定について」を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。藤原議員。

[藤原議員 登壇]

○藤原議員 議案第7号、愛媛県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定について、提案者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

議案書233ページをお願い致します。

愛媛県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、広域連合長の専決処分の事項を広域連合議会として指定するものでございます。

なにとぞよろしくご審議のほど、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○宇野議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第7号、愛媛県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定については、原案可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

◆◆◆ 議 案 第 8 号 ◆◆◆

次に、日程第11、議案第8号「愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題と致します。

この際、地方自治法第117条の規定により、石橋議員の退席を求めます。

[石橋議員 退席]

これより、提案理由の説明を求めます。中村広域連合長。

[中村広域連合長 登壇]

○中村広域連合長 議案第8号、愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。議案書の235ページをお開きください。

本件は、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、議員選出の監査委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

提案の内容につきましては、石橋寛久氏を推薦致したいと思う次第でございます。

同氏は、平成7年5月から宇和島市議会議員を2期務められた後、平成13年2月からは旧宇和島市長を2

期歴任され、平成 17 年 9 月に初代宇和島市長に就任されております。

したがいまして、当広域連合の監査委員として誠に適任と存じますので、よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

○宇野議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 質疑を終了致します。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 討論を終了致します。

これより採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第 8 号、愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについては、同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定致しました。

石橋議員の入場を許可します。

[石橋議員 入場]

○宇野議長 ただいま監査委員の選任に関し同意を与えました石橋議員からごあいさつがあります。

[石橋議員 登壇]

○石橋議員 皆様のご推挙をいただきました石橋寛久でございます。監査の重要さと必要さを認識して、誠実かつ公正に監査委員の職責を全う致したいと思っております。なにとぞもとより微力ではございますので、皆様方のご指導とご鞭撻をいただきますようにこの場をお借りして厚くお願い申し上げたいと思っております。大変簡単ですけれども、ごあいさつにかえたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

(拍手)

◆◆◆ 議 案 第 2 号 ◆◆◆

○宇野議長 次に、日程第 12、議案第 2 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。中村広域連合長。

[中村広域連合長 登壇]

○中村広域連合長 議案第 2 号、愛媛県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。議案書の 207 ページをお開きください。

本件は、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

提案の内容につきましては、佐々木龍氏、谷口長治氏の両氏を推薦致したいと思う次第でございます。

まず、佐々木龍氏でございますが、同氏は昭和62年5月から平成12年9月まで新居浜市議会議員を務められた後、平成12年11月に新居浜市長に就任され、現在2期目を務められております。

次に、谷口長治氏でございますが、同氏は昭和56年2月から旧城辺町議会議員を1期、平成12年10月からは旧城辺町長を1期務められた後、平成16年10月に初代愛南町長に就任されております。

したがって、佐々木龍氏、谷口長治氏は当広域連合の副広域連合長として誠に適任と存じますので、よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

○宇野議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 質疑を終了致します。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 討論を終了致します。

これより採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第2号、愛媛県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについては、同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定致しました。

◆◆◆ 議 案 第 3 号 ◆◆◆

次に、日程第13、議案第3号「愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。中村広域連合長。

[中村広域連合長 登壇]

○中村広域連合長 議案第3号、愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。議案書の209ページをお開きください。

本件は、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、識見を有する方の監査委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

提案の内容につきましては、兵頭正氏を推薦致したいと思う次第でございます。

同氏は、松山市石手三丁目に在住され、年齢は62歳でございます。

略歴を申し上げますと、昭和43年3月に慶應義塾大学法学部をご卒業後、株式会社伊予銀行に入行され、

審査第一部長、取締役 総合企画部長兼関連事業室長、取締役 東京支店長、常務取締役 証券・国際本部長等を歴任された後、現在は松山市監査委員の職にある方でございます。

したがって、財務管理や経営管理に関する専門知識、経験ともに豊富で、適任と存じますので、よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

○宇野議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 質疑を終了致します。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 討論を終了致します。

これより採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第 3 号、愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについては、同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定致しました。

◆◆◆ 承認第 1 号ないし第 25 及び議案第 1 号 ◆◆◆

次に、日程第 14、「承認第 1 号ないし第 25 号及び議案第 1 号の 26 件を一括議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。中村広域連合長。

[中村広域連合長 登壇]

○中村広域連合長 提出を致しました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第 1 号「平成 19 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきましては、平成 20 年度から新たに施行される後期高齢者医療制度の実施に向けた準備のための経費と致しまして、県内 20 市町と広域連合とを結ぶ情報ネットワーク構築のための広域連合電算処理システム導入経費をはじめ、新しい被保険者証の交付及び制度の広報啓発に係る経費、さらには広域連合の運営上必要となります派遣職員の人件費等の経常経費所要額を計上致しております。これらを賄う財源と致しましては、広域連合規約第 17 条第 2 項の規定に基づき算出を致しました県内 20 市町の市町負担金等を充当するものでございます。

この結果、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 5 億 7,241 万 6 千円となっております。

次に、専決処分報告と致しましては、承認第 1 号から第 20 号までは、本年 2 月 19 日の当広域連合設置後速やかに施行が必要となる「愛媛県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例」ほか 16 件の条例、「平成 18 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び「指定金融機関の指定」並びに「愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の制定」について承認を求めるものでございます。

また、承認第 21 号から第 25 号までは、平成 18 年度中に広域連合議会を開催できなかったことから、平成 19 年 4 月 1 日から施行が必要となる「愛媛県後期高齢者医療広域連合行政手続き条例」ほか 3 件の条例及び「平成 19 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算」について承認を求めるものでございます。

なにとぞ十分にご審議をいただき、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○宇野議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております承認第1号ないし第25号及び議案第1号の26件については、承認あるいは原案可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は承認あるいは原案可決することに決定致しました。

◆◆◆ 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 ◆◆◆

次に、日程第15、「愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。おはかりを致します。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

おはかり致します。指名の方法につきましては、議長において指名することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定致しました。

それでは、選挙管理委員会委員に阿部新市さん、宮下憲三さん、亀岡貞幸さん、衣川長利さん、選挙管理委員会委員補充員に松田重徳さん、白石道正さん、福本和弘さん、岡野洋三さん、以上の方々を指名致します。指名した方々の名簿について、ただいまから事務局に自席へ配付させます。

[事務局職員 配布]

おはかり致します。ただいま議長において指名致しました方々を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宇野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名致しました方々が選挙管理委員会委員及び同補充員選挙に当選されました。

なお、補充員については、委員が欠けた際には同じ地区選出の補充員をもって充てることと致します。

◆◆◆ 副広域連合長あいさつ ◆◆◆

この際、先ほど副広域連合長の選任に関し、同意を与えました両副広域連合長からあいさつの申し出がありましたので、これを許可します。

佐々木副広域連合長、谷口副広域連合長。

[佐々木副広域連合長、谷口副広域連合長 登壇]

○佐々木副広域連合長 それでは、お許しをいただきまして副広域連合長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびは、谷口副広域連合長とともに広域連合の副広域連合長選任のご同意をいただきまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

現行の老人保健制度につきましては、平成 20 年 4 月から新たな後期高齢者医療制度としてスタート致します。今後、広域連合におきましては、保険料率の決定・医療の給付など、高齢者の皆さんの生活に直結する重要な諸課題に取り組んでいかなければなりません。県内に住まわれる 75 歳以上の方々にとりまして、安心して医療サービスが受けられる制度となりますよう、副広域連合長としての職務を全うしてまいりたいと存じます。

議員の皆様をはじめ、各市町長並びに関係各位の皆様方のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げて、就任にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

(拍手)

○谷口副広域連合長 ただいま、副広域連合長にご選任をいただきました愛南町の谷口長治でございます。

一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、このたび副広域連合長と致しまして選任をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

ご案内のように、高齢化の急速な進展によりまして、平成 20 年度から新たに後期高齢者医療制度がスタートすることになり、高齢者を取り巻く社会環境は大きく変わろうとしております。このような中にありまして、高齢者に係る医療財政の安定化・広域化を図るために、新たに設置されました広域連合の要職に就く者と致しまして、中村広域連合長、佐々木副広域連合長とともに、持続的かつ安定的な広域連合の運営に向けまして、微力ながら尽力してまいりたいという具合に考えております。

議員の皆様方をはじめ、各市町長並びに関係各位の皆様方のより一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

◆◆◆ 監査委員あいさつ ◆◆◆

○宇野議長 次に、先ほど監査委員の選任に関し、同意を与えました兵頭監査委員からあいさつの申し出がありましたので、これを許可致します。兵頭監査委員。

[兵頭監査委員 登壇]

○兵頭監査委員 ただいま監査委員としてご選任を賜りました兵頭です。大変未熟ではございますが、一生懸命頑張る所存でございますので、どうぞご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。

(拍手)

○宇野議長 以上で、日程は全部終了致しました。

◆◆◆ 閉 議 ◆◆◆

したがって、本日の会議を閉じます。

◆◆◆ 広域連合長閉会あいさつ ◆◆◆

閉会にあたり、広域連合長からごあいさつがあります。中村広域連合長。

[中村広域連合長 登壇]

○中村広域連合長 平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

今回の臨時会におきましては、広域連合発足後、初めての議会が開催され、議長・副議長等の人事案件のほか、広域連合として事務を進めていく上で必要とされる多数の案件につきましてご審議をいただき、いずれも原案どおり議決あるいは承認を賜りまして、ここに滞りなく会議を終了できましたことを厚くお礼を申し上げます。

本日、成立致しました平成19年度広域連合一般会計予算をはじめ、条例等に基づきまして後期高齢者医療制度の開始に向け、事務を円滑に進めるとともに、準備作業に遺漏のないよう万全を期して取り組んでまいりたいと思います。

最後になりましたが、議員の皆様方に置かれましては、平成20年度から施行の後期高齢者医療制度の実施に向け、なお一層ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

◆◆◆ 閉 会 ◆◆◆

○宇野議長 これをもちまして、平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会を閉会致します。

午後2時15分閉会

